

議案第122号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年3月5日

つくば市長 五十嵐立青

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 中学校指導者用教科書、指導書及びデジタル教科書 |
| 2 | 取得金額 | 金26,070,601円 |
| 3 | 取得目的 | 中学校教科書の改訂に伴い、市内9校に整備するため |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約の相手方 | 茨城県つくば市谷田部6908番地
有限会社 一貫堂書店
代表取締役 池田 和雄 |

（提案理由）

中学校教科書の改訂に伴い、市の財産として指導者用教科書、指導書及びデジタル教科書を取得するため、この案を提出するものである。